

「循環型社会」を実現するためには、私たちにとって最も身近な「ごみ（廃棄物）」問題を解決しなければなりません。市は「一般廃棄物処理基本計画及びこれに伴う、ごみ減量化・資源化行動実施計画（アクションプラン）」を実施しています。市民生活、事業活動等の各段階において、まずはごみの発生そのものが少ない社会を目指し、ごみが発生したとしても資源・エネルギーとして利用できる資源循環型のまちづくりへの転換を市民・事業者・市が一体となって推進していきます。

ごみの減量化・資源化の具体的な取り組みとして、生活系、事業系ごみの排出抑制を図るとともに、生ごみについてはコンポスト等の活用により有効利用を図ります。

また、有価物回収事業（集団回収）の拡充や、事業ごみの資源化の促進、分別収集等の拡充・強化により資源化施策を推進します。さらに、焼却残さを原料とするエコセメント事業に参加して、廃棄物の有効利用を図るとともに、最終処分場の埋め立て残余年数を延長させます。

多摩地域各市で実施されつつある先行事例を分析しながら、ごみの処理費用の望ましい公平負担のあり方やごみ処理費用の適正化の方法について検討します。

### 3-1 3R（リデュース・リユース・リサイクル）\*

#### □ 方針・施策の考え方

ごみを減らすためには、市民・事業者・市が一体となってごみ減量に取り組んでいかなければなりません。取り組みの進捗状況を的確に把握するため数値目標を設定します。

また、ごみを減らすよう、物を大切にするよう心がけるほか、環境負荷の少ない商品を選ぶ、グリーン購入※を進めます。また、戸別収集システム（排出者責任の明確化）を導入することによりリデュースを進めます。

次に、再利用や再生利用を進めるため、空になったペットボトルなど、購入先に戻せるものは戻して、ごみ分別の周知や徹底を図ります。それとともに、紙、布の集団回収の充実、剪定枝のチップ化を進めるなど、リユース、リサイクルを促進して焼却・埋め立て処理に頼った処理のあり方を見直します。

「循環型社会」を目指し、最適処理方法を選定するにあたり、継続的な検討とともに、技術や社会の動向等の情報を収集するなど、調査・研究体制を整えます。

また、広く市民や学校、事業者等への情報提供とPRを行い、環境学習の場を提供します。それらに加え、ごみ減量のモデル施設（市役所・学校等）づくりに取り組み、その経験を広く、ごみの減量に活かしていきます。

#### ※3R（リデュース・リユース・リサイクル）：

循環型社会の形成にむけた基本的な考え方です。これまででは、リサイクルに重点をおいて進められてきましたが、循環型社会形成推進基本法の施行を契機に、リデュース・リユースを加えた3Rが基本となっています。

リデュース：ごみになるような物をつくらない・買わない、物を長く大切に使うこと

リユース：気軽に物を捨てずに、人にゆずったり、繰り返し使うこと。

リサイクル：資源ごみとして回収した物を材料やエネルギーにかえて、再製品化すること。

■市民・事業者・市の取り組み（方針・施策）の体系

循環型社会を  
実現する

- (1) ごみ減量の数値目標を設定し、実行する
- (2) リデュース（排出抑制）を重視した暮らしを普及させる
  - ◆ごみになるものを扱わないように努めます
  - ◆環境負荷の少ない商品の選択を行います
  - ◆ものを大切にします
  - ◆必要なものを必要な数量だけ入手します
  - ◆戸別収集システムの導入を図ります
- (3) リユース・リサイクルを促進、焼却・埋め立て処理を見直します
  - ◆購入先に戻せるものは戻すようにします
  - ◆分別の周知・徹底を図ります
  - ◆リユース・リサイクルに容易な商品を選択し、また極力商品化への促進を図ります
  - ◆適切な生ごみ処理（自家処理を含む）の普及促進を図ります
  - ◆紙・布、生ごみ、焼却灰、プラスチック類、剪定枝等の再資源化向上を図ります
- (4) 「循環型社会」実現に向けた活動を促進し、体制を機能的に整備・構築する
  - ◆今後の最適処理方法選定（ごみの発生から最終処分まで）について、継続的に検討を進め適宜計画の立案・実行するためのしくみ（Plan-Do-Check-Action）とその体制の整備を図ります
  - ◆技術動向・社会動向等関連情報の収集と調査・研究体制の整備を図ります
  - ◆広報・宣伝活動体制をより強化するように努めます
  - ◆環境学習・啓発活動体制をより強化するよう努めます
- (5) 「循環型社会」実現に向けた意識向上策を積極的に企画・実施する
  - ◆全庁的な取り組みをより一層強化します
  - ◆社会（市民、学校、事業者等）への的確な情報提供とPRを行います
  - ◆社会（市民、学校、事業者等）への環境教育・学習の場を提供することに努めます
  - ◆「ごみ減量のモデル施設（市役所・学校）」つくりを推進します

# 地球環境 持続可能な地球環境

現在、地球環境は極めて厳しい状況にあります。地球温暖化、オゾン層破壊、砂漠化、熱帯雨林の減少等、これらに人口問題が加わります。

本計画では持続可能な地球環境を私たち自身が直接貢献できる重要な課題である、「地球温暖化防止」に絞ることにします。環境活動は「地球規模で考え、地域で活動する」と言われています。本計画では「地球環境の視点から、市民・事業者・市の日常を見つめ直す」を出发点として、これを継続的に実施していくことを目標とします。

地球温暖化は1980年代から深刻な地球環境問題として認識されるようになり、地球規模において本格的に温暖化問題に取り組むようになりました。

1997年には地球温暖化防止京都会議（気候変動枠組条約第3回締約国会議）で「京都議定書」が採択されて、温室効果ガス\*の削減量が義務付けられました。市は率先して、市民、事業者等と協働し、省エネルギー・省資源に取り組み、温室効果ガスの削減を積極的に進めます。

### 3-2 地球温暖化対策

## 方針・施策の考え方

地球温暖化防止推進計画を策定し、その削減目標の達成を目指して取り組みます。地球温暖化に関する優れた啓発資料を集めて、環境教育・学習が学校、社会及び家庭など多様な場で行えるようにします。

1997年(平成9年)12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議で採択されたもので、先進国などの温室効果ガス6種類の排出量削減の義務を定めています。

1990年レベルから共同達成方式で、日本6%、米国7%、EU8%、平均5.2%削減となっています。期間は2008年から2012年までです。

温室効果ガス

温室効果ガスとは、太陽光線によって暖められた地表面から放出される赤外線を吸収して大気を暖める効果をもつガスのことです。種類としては、二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロンガスなどがあります。

■市民・事業者・市の取り組みの方針・体系

地球環境の視点から、市民・事業者・市の日常を見つめ直す

(1) 京都議定書へ適切に対応する

◆地球温暖化防止推進計画を作成し、実施するように努めます

(2) 温室効果ガスの発生を抑制する

◆廃冷凍機等のフロンガスは完全に回収するよう努めます

◆ごみの分別を徹底し、同時に排出量も削減して焼却量を減らすよう努めます

(3) 常に、利便性とエネルギーの環境負荷とのバランスを重視する

◆公共交通の拡充、改良を進め、自家用車の使用を減らすよう努めます

(4) 「地球温暖化」を環境教育・学習の主要なテーマの一つに定めて、その理解を深めるとともに、環境活動に取り組む動機を与える

◆温室効果ガス問題の優れた資料を集め環境教育・学習に活用することを進めます

◆省エネルギー・省資源の重要性、方法、効果についての資料を集め、環境教育・学習に活用するよう図ります

◆環境家計簿を導入して、これを省エネルギー・省資源等に積極的に活用するよう図ります

### 3-3 省資源・省エネルギー

#### 方針・施策の考え方

省資源・省エネルギーを促進するために、省エネ型商品の利用や自然エネルギーの活用を進めます。また使い捨て文化を改めて、ものを大切に使用する習慣を身に付けるようにします。

一方、利便性と環境負荷のバランスがとれた「ライフスタイル」への移行を促し、また公共交通機関はその利便性を高めて、より利用しやすい状況をつくります。さらに、公共施設や大規模事業者には一層の省エネルギーを求めるように努めます。

さらに、環境配慮指針を策定し、その取り組みを実行・点検・評価する仕組みをつくり、施策の改善を継続的に行い、その実効を確保します。また、環境家計簿の普及を推進して、省エネルギー・省資源に対する意識の向上を図ります。

#### 市民・事業者・市の取り組み（方針・施策）の体系

エネルギーを  
大切につかう

- (1) 様々な工夫をして、省資源、省エネルギーを有効に
  - ◆太陽光等の自然エネルギーを積極的に活用します
  - ◆省エネルギー型商品（石油・ガス・電化製品、自動車、建築物等）の利用を促進します
  - ◆家庭、事業所、事務所等では、エネルギーの消費量の計画的な削減に努めます
  - ◆ものを大切にして、長期間使用する習慣を身につけます
- (2) 省エネルギー及び温室効果ガスの削減を誘導し、使用規制を加え、また必要に応じて、数値目標化して実現を図る
  - ◆公共施設における省エネルギー化を一層推進します
  - ◆大規模事業所に対して、エネルギーの消費量、及び温室効果ガスの排出量の一層の削減を求めるよう努めます
  - ◆エネルギーの消費量、及び温室効果ガス排出量に数値目標を設定して、削減を確かなものとするよう努めます

## 第4章 今、特に優先して取り組むべき施策

第3章に示された基本方針・施策のうち、特に優先して取り組むべき施策を取り上げています。

### 1 野川とその他水辺の復元

市内の野川はコンクリート3面貼りになっています。そのため、水生生物の生息環境が単純化されたものになり、多様な生物が生息できない環境になっています。

市民が、水と親しみ、さまざまな水生生物が生息できるような野川の整備を市民とともに、東京都に要請します。

また、野川上流の清水川（お鷹の道）や姿見の池などでは、さまざまな生物（ホタルなど）が生息できる環境づくりを進めます。

### 2 学校におけるモデル的施策の推進（自然エネルギーの活用、ビオトープ化）

教育委員会と連携し、一部の学校においてモデル的な取り組みを進めます。太陽光の熱やエネルギーを活用した省エネルギー・システムをNEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）等の補助金を利用しながら導入します。

また、校庭の一部にビオトープを作り、環境学習などへの活用を進めます。

### 3 リスクや環境影響に関するコミュニケーションの促進

環境問題の中には、化学物質過敏症や環境ホルモン※などのように、発症や影響予測のしくみが必ずしも十分解明されていないが、深刻な影響、取り返しのつかない影響のおそれがある問題があります。これらについては、科学的な知識の充実に努めながら、必要に応じてリスクに関する情報を提供していきます。

### 4 環境家計簿の導入

環境家計簿を導入することにより、それぞれの家庭において、エネルギー使用量・二酸化炭素排出量等を把握することで、地球環境問題にも目を向け、より環境負荷の少ない生活様式とするためのきっかけをつくります。

### 5 資源循環型のまちづくりへの転換

市民生活、事業活動、文化の各部門において、ごみの発生そのものが少ない社会を目指し、ごみが発生しても資源として再利用できる社会への転換を、市民・事業者・市が一体となって推進していきます。

さらに、循環型社会の形成のシンボルとして、ごみ減量のモデル施設づくりを進めます。

## 6 市内の生態系や動植物の現況調査の実施

地域在来の動植物の種類、生息数を減らさない、増やすため、市内の生態系や動植物の現況調査を市民団体等のネットワーク化を図ることで、新たな相乗効果を生みだします。さらに市との協働等により、その結果を実施計画に反映します。

また、市民が身近な生き物に親しむことのできる機会を増やし、自然の大切さを考え、環境改善活動へのきっかけづくりを進めるため、市民参加による生き物調査を実施します。

## 7 農業と市民のつながり、農への理解の促進

相続税の問題など都市農業がもっている諸問題や市の厳しい財政状況を踏まえると、農地の保全を公有化のみに依存することは難しい状況です。

そのため、農の大切さの教育・普及や、JAや市を中心とした市全体での地産地消を推進するほか、援農ボランティア制度※・援農ヘルパー制度の普及など、各種施策を総合的に推進することにより、農への理解を促進し、農地の保全に向けた環境づくりを進めます。